労災裁判に道開いた
「上村裁判」の勝利
会社側、賠償責任認め和解

前号で、九・二八災害と提訴に至った経過、さらに公判の経過などについてその概要を述べましたが、今回は「上村裁判」についてふり返ってみました。

上村裁判とは

三池大災害（昭和三十八年）から、わずか四年も経たない四十二年九月二十八日、またしても同じ三川鉱で大災害が引き起こされました。この災害もまた、会社の保安無視による自然発火を直接の原因とするもので、COガスで七人の労働者が死亡し、四百二十五人の労働者が被災しました。

十分な保安上の点検と処置がおこなわれていれば、このような大災害を引き起こすような自然発火が起こるはずはなく、初期のうちから防止できたことは明らかです。

三池労組は、死亡者中ただ一人の三池労組員であった故上村孝知さんの遺族（妻・京子さん、母・ハジメさん、長女・幸枝さん）の損害賠償請求訴訟を提起したこうことにしました。

昭和四十三年一月三十日に起こされたこの裁判は、労災裁判のはしりともいえるもので、総評・炭労も大きく注目し財政的援助を含めて支援をおくり、三池労組とともに七年余りの法廷闘争をたたかい抜きました。

この裁判の中で会社側は、自然発火説を否定し「坑内火災は自然発火ではなく、何か分からないが不可抗力なものだった」と、九大の江淵教授はじめ十四人の証人をくり出して裁判の引き延ばしをはかり、加えて「上村さんの死は本人の身勝手な行動によるもので、会社に責任はない」と、卑劣な方法で責任を免れようとしました。

一審で完全勝利

しかし五十四年三月一日、福岡地裁の井野三郎裁判長は「原因は自然発火によるものと推定され、鉱山の保安に瑕疵（完全な条件を欠いている状態）があったことが認められる。したがって被告は損害賠償の責任を負うべきである」として、「請求の金額（千九十五万八千円余）を支払え」との判決をくだしました。

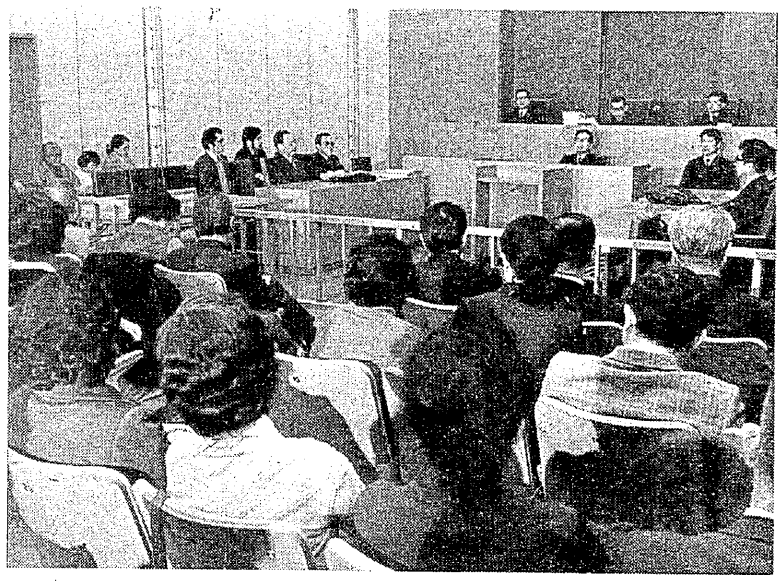

一審判決法廷で（1975.3.1）

勝利判決の意義

数かずの炭鉱災害での刑事責任が、ほとんど不起訴になっていることでも分かるように、災害の原因の立証はきわめて困難です。それは労働者の側に「手持ちの証拠」がないからです。

災害の原因が「絶対にこうだ」と断定できるような立証は不可能に近く、特に、災害箇所は保安上の理由で密閉されていますが、断定できるような証明がなければ勝てないというのでは、炭鉱災害の裁判では勝てないことになります。

この点で、この上村裁判の判決は「推定」によって勝訴したという、きわめて画期的なものでした。

和解で勝利確定

この判決をうけた三井鉱山は、直ちに控訴、さらに賠償仮執行停止の決定をとるなど地裁判決を踏みにじり、あくまで責任回避をはかりましたが、五十四年十一月十七日、裁判所が和解を勧告、和解交渉の結果三井鉱山は賠償責任を認め、五十五年四月二十二日、一審判決を上まわる和解金総額千九百万円（裁判費用を含む）で和解が成立し、事実上の勝利を確定づけました。

この成果は、その後の九・二八裁判（四十六年三月二十二日提訴）にうけ継がれるとともに、十一・九裁判にも大きな激励となりました。

敬弔

松沢清久さん（十一・九災害犠牲者、松沢隆さん＝災害当時二十七歳＝の父八十歳）が二月十六日午後十時四十分逝去されました。つつしんでおくやみを申し上げます。なお、通夜は十七日、葬儀は十八日、大牟田市小浜町八二の六四の自宅でおこなわれました。遺族は同所に妻オワリさん。

原告団

四山鉱の歴史の中から
選炭の裏側
第四回

武松輝男

炭鉱どこでも同じことだが、生産した石炭はまず選炭する。三池炭鉱ではいま重液選炭法を使っている。これは石炭を注入する水、水といった方がわかり易いからこう記すが、その水の比重を薬液を入れて重いものにして、その中に石炭を入れ、なかば浮かせた形で洗濯機のように高速回転させ、わずかな石炭の比重の差と粒子差を活かして選炭している。これを重液洗選と言っている。だからそこから取り出された石炭は、六八（六千八百カロリーのこと）、六六、六四、六二、六〇、五八、五六の粉炭と呼ぶ。これよりも粒の小さいものを四八、四六微粉と呼んでいる。

この方法は、三池闘争が起きた昭和三十五年頃から用いられはじめたもので、それ以前は、すべて篩選炭であった。

三池炭鉱を紹介する写真に、姉さんかぶりした娘さんたちが、コンベアーで流れてくる石炭から、硬を選び出しているところをよく見る。サマチャンの唄が重なり合って見る者を楽しませてくれる。

どは四山鉱にはなくて、記録を見ると主に宮原坑で行われている。

ところで、四山鉱を含め、選炭したあとの各塊粉の割合をこと細かく記したところで仕方のないことだが、これも四山鉱の歴史の軌跡の一駒。その一駒の中に、三池炭鉱が、選炭という枠組みの中で利益を増やすことに懸命になっているかがわかる。がそれと同時にそこに働く労働者が、ああでもない、こうでもないと、引き廻わされて、汗みどろになって苦労していた姿が、まるでシルエットのように重なり合うから不思議だ。どだい歴史というのはそういうものではないのだろうか。

最近発掘されて話題を呼んでいる遺跡にしても、歴史の表面に出ない多くの人民の支えがあったればこそで、そのことが語られないまま華やかさだけが表舞台に出てしまっている。

四山鉱の場合も同じことだと思っている。選炭だけを例にとっているが、大正十五年の選炭歩合をみてみると、塊炭二割、小塊炭一割四分、鋲小塊炭二分、粉炭四割六分、鋲塊炭六分、鋲粉炭九分である。

現在では粉炭でカロリーさえ高ければ金になるが、当時は塊炭が金になった。その塊炭を選び出すために、いくたびか篩目を変え、塊炭と粉炭の選炭割合の増減を検討している。

宮浦鉱では小塊炭を五割も増やし粉炭を一割六分を減らした同じ頃、篩目を宮浦とは逆の丸にし、小塊炭を一割四分も減らし、粉炭を二割も増やしている。もちろん石炭の品質も加味しなければ一概に言えないことは言うまでもない。

このように、選炭ひとつをとってみても、炭鉱の歴史を垣間見ることができる。なぜなら、選炭する前の石炭の採出のあり方に、その謎を解く鍵がかくされていると思うからである。

（カットも筆者）

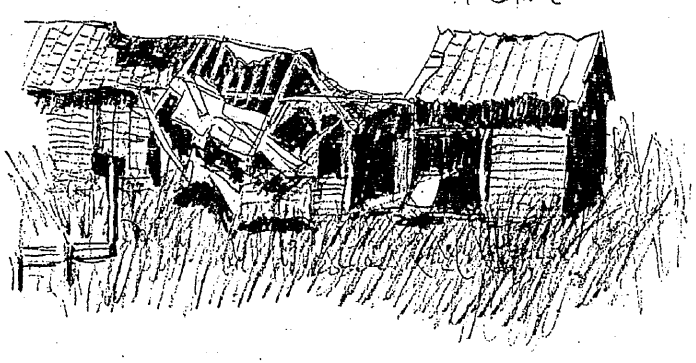

マル優廃止でどうなる（下）
割引金融債は例外扱い
65歳以上は非課税だが…

Q&A

Q 金融類似商品とよばれる商品への課税はどうなりますか。

A 金融類似商品は収益が利子所得とみなされないので、節税商品として利用されています。抵当証券、定期積立、金貯蓄口座、相互掛金、外貨建て定期預金、一時払い養老保険、一時払い損害保険などです。

四月からは、これら商品の収益にも二〇％の税金がかかります。ただし、一時払い養老保険の場合、五年を超えるものは保険として扱われ、収益は現在どおり一時所得扱いとなるので、年に五十万円までなら非課税です。そこで、十年ものの一時養老保険を買って、五年を超えたところで解約すれば、収益に税金はかかりません。

Q 割引金融債はどうなりますか。

A 割引金融債というのはワリシンやワリコーのことで、九千何百円で債券を買うと一年後に一万円が返ってくるという仕組みです。これは二〇％課税の例外で、現在の一六％の税金天引きが四月以降買ったものから一八％の税率になります。現在持っている分は一六％のままです。

Q 六十五歳以上はマル優の非課税枠が継続されるそうですが、具体的に説明して下さい。

A いくつかのケースをあげてみましょう。①四月一日現在で六十五歳以上の人は所定の手続きをすれば非課税扱いが継続されます。②四月一日以降、六十五歳になった時点で新しく預金を始める場合は、預け入れのとき手続きをすれば全期間非課税です。③四月一日以降、六十五歳未満で預金を始め、満期前に六十五歳になった場合は、利子は全期間課税されます。非課税扱いを受けるには、六十五歳になったとき預け直さなければなりません。④すでに預貯金を持ち、四月一日以降に六十五歳となった場合は、三月三十一日までは非課税ですが、四月一日以降は満期まで課税されます。六十五歳で手続きをすればそれ以降非課税になりそうなものですが、金融機関などの事務煩雑を理由に非課税扱いにならないのです。非課税制度を利用するには、その時点で解約し、預け直さなければなりません。

Q 母子家庭・寡婦、身体障害者も非課税扱いが継続されるそうですが。

A 非課税の対象になるのは母子家庭（遺族基礎年金の受給者である妻）、寡婦（寡婦年金の受給者）、身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている人）です。以上は一般的範囲なので、細かい点は金融機関に確かめてみることです。

母子家庭の場合、子供は非課税扱いを受けられません。

【四面七つのまちがいの答え】びょうぶ、えぼうし、さんぼう、桃、左の台、三人官女中央のはかま、五人ばやしのギター。